

標準傷害保険

キッズプラン

お子さまのケガに備える



約款冊子の内容は
共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款! (Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

この街と生きていく

傷害保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

信用金庫をご利用のお客さまへ

ケガに備える「標準傷害保険・キッズプラン」は、
大切なお子さまやお孫さんのために
もしもの時の安心をご提供します。

ご契約例

- ご両親がお子さまのために
- 祖父母の方がお孫さんのために※

※集団扱契約の場合は原則として同居されている場合に限りします。

ご契約しやすい!

お手頃な保険料設定で、幅広い補償を提供します。

いつでも! どこでも!

24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。

長期の入院・通院も!

ケガによる入院・通院は1日目から補償します。万一ケガによる入院・通院が長引いても1,000日まで補償します。

遭難事故も補償!

海や山における遭難事故時の捜索救助費用などを補償します。

犯罪事故も補償!

ひき逃げ、通り魔、ストーカーなどによる加害行為により死亡されたり、ケガをされた場合に補償します。

オプション

他人に迷惑をかけたときも補償!

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(示談交渉サービス付帯)

オプション

法的トラブルが発生した際、弁護士費用も補償!

「被害事故」、「人格権侵害」、「借地・借家」に関するトラブルを補償します。



お子さまのために特に必要な補償を用意しました。

充実! その1

熱中症の補償も!

充実! その2

学校管理下の食中毒の補償も!

充実! その3

天災補償も!

令和4年5月～9月に全国で**熱中症**により救急搬送された18歳未満のお子さまは**8,204名**です。※総務省「令和4年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況」より

熱中症の事例

ハンドボール部の1年生がランニング後に倒れ、病院に緊急搬送された。

平成27年8月16日・奈良県生駒市の中学校

体育祭に参加していた中学1～3年生18人がめまいや手足のしびれを訴え、うち14人が病院に搬送された。

平成29年6月16日・大阪府枚方市の中学校

グラウンドで運動会の練習をしていた3～6年生35人が吐き気などを訴えて病院に搬送された。

平成28年9月14日・岐阜県瑞浪市の小学校

校庭で航空写真を撮影後に小学1～6年生が吐き気や頭痛などを訴えて病院に搬送された。

平成30年7月18日・宮城県名取市の小学校

19歳以下のお子さまの食中毒発生場所は学校管理下が

約72.5%です!

また、19歳以下のお子さまの患者数は、全患者数の

約35.7%です!

※厚生労働省「令和3年食中毒統計調査」より

キッズプランで「被保険者(保険の補償を受けられる方)になれる方(お子さま)

最初にご契約いただく際の保険始期日時時点で**満18歳以下の方**となります。継続契約の保険始期日時時点で、**満21歳まで**自動継続が可能です。

さらに手続き簡単!

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご契約の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。
- 1年後のご継続は自動継続なので毎年のご契約手続きが不要です。

さらにサポート万全!

もしも事故が起ったら...

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日受付 事故受付コールセンター
0120-494-599 通話料無料

その他お問い合わせについて

ご契約内容・商品説明などは下記までご連絡ください。

0120-284-506 通話料無料
平日9:00～18:00

自動継続について

ご契約後、保険期間の満了する日の内容で、毎年自動的にご契約が継続されます。保険料はご指定口座から自動引き落としのため、継続手続きの手間はありません。

- 1 集団扱契約で「解除予告兼コンビニ払込票」にて保険料のお支払いがされた場合等、自動継続できないこともありますのでご注意ください。
- 2 保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。継続を希望されない場合は、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことにより、自動継続停止のお手続きが可能です。※通話料は無料です。
- 3 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。
- 4 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なる場合があります。
- 5 補償内容等の変更有無にかかわらず、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに「継続のご案内」により次のご契約についてご案内します。
- 6 保険期間の満了日時時点で、満22歳以上となっている場合は、自動継続できません。(保険契約は終了とさせていただきます。)

「標準傷害保険・キッズプラン」は、お子さまの日常生活の中で 起こりやすいアクシデントからしっかりガードします！

ケガの補償

24時間、国内・国外を問わず、家庭内、授業中、通学途上、部活中、旅行中など、日常生活中に起きるさまざまな偶然な事故によるケガを補償します。

傷害死亡保険金

傷害後遺障害保険金

傷害入院保険金

傷害手術保険金

傷害通院保険金



・スポーツ中、足を複雑骨折して手術を受けた。



・友達と遊んでいるときにブランコから落ちてケガをして通院した。



・登校中、交通事故にあいケガをして後遺障害が残った。



・運動会の最中に熱中症になり、入院した。



・学校で食中毒が発生して入院した。



・地震により倒れた家具でケガをした。

傷害後遺障害保険金

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約が付帯されています。

骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)に対しては、後遺障害等級表の第3級以上(第1級～第3級)に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。

(※)背骨(脊柱)以外に生じた後遺障害に対しては、第1級～第14級まで補償します。

さらに安心!

救援者費用等補償

被保険者が遭難された場合等に、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索・救助費用などの費用に対して保険金をお支払いします。



・海外旅行先で事故に遭い、14日以上継続して入院し、家族が現地に駆けつけた。



・釣りをしている間に高波にさらわれて遭難し、捜索してもらった。

被害事故補償



・通学中、駅で通り魔に襲われケガをした。

弁護士相談・委任費用補償

補償対象

「被害事故」、「人格権侵害」、「借地・借家」に関するトラブル

① 弁護士相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

② 弁護士委任費用保険金（自己負担割合10%）

弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用（着手金等）に対して保険金をお支払いします。

▶被害事故

「ケガを負われた」「モノを壊された」「モノを盗まれた」「詐欺にあった」「恐喝された」などの被害を被ったことを原因とするトラブル

▶人格権侵害

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを原因とするトラブル

▶借地・借家

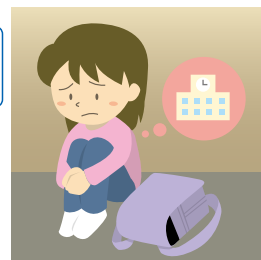
賃借人となる借地または借家の賃貸借契約での地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の事由を原因とする地主や家主とのトラブル

被害
事故
事例



・歩行中に自転車に追突されケガを負われたが、相手が不誠実で交渉に応じられない。

人格権
侵害
事例



・いじめにあい、登校拒否の状態になった。

【自己負担1万円で30万円が取り戻せたケース】

歩道を歩いている時に、後ろから自転車に追突され、足を骨折して入院を余儀なくされた。治療費など30万円を加害者に損害賠償請求しているが、応じてくれない。弁護士に相談したいけど、費用が高そうだし…。

法律相談にかかった費用
2万円

弁護士相談費用保険金のお支払額
2万円

+

弁護士委任にかかった費用等
(着手金3万円+報酬金5万円+実費等1万円+訴訟費用1万円)
=10万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
10万円×(100%-10%*)
=9万円

*費用の10%は自己負担となります。

=

弁護士相談・委任にかかった費用
12万円のうち

合計11万円
の保険金のお支払い

参考

弁護士相談にかかる費用の相場は、1時間で1万円と言われてます。また、弁護士に委任したときに負担する費用には、着手金のほかに、報酬金や手数料等も含まれますが、報酬金の相場は相手といくらで決着したかによって異なり、弁護士委任にかかる費用が高額になるケースもあります。

個人賠償責任補償

(示談交渉サービス付帯)

日常生活上の賠償責任

ごめんなさいで
済まされないときの補償



・自転車走行中に歩行者とぶつかりケガをさせてしまった。



・買い物中にお店の商品を壊してしまった。



・他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス(示談代行)の自動付帯

本サービスは、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

サービス 内容

- 示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
- 解決に向けた示談交渉(示談代行)*

*解決に向けた示談交渉は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者(相手方)の同意がある場合となります。



補償重複に関するご注意

被保険者の方*が次の補償重複対象の保険金を含む保険契約等に他にもご契約されている場合、補償が重複します。

補償重複対象の保険金: 救援者費用等保険金、被害事故補償保険金、弁護士相談費用保険金、弁護士委任費用保険金、個人賠償責任保険金
補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

- ① 事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。
- ② 複数ご契約されていると、まとめてご契約いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合があります。

ご契約に際しては、他にご契約されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

*「個人賠償責任保険金」以外はご本人、「個人賠償責任保険金」はご本人およびそのご家族の方が該当します。

標準傷害保険 キッズプランの付帯サービス一覧



標準傷害保険『キッズプラン』にご契約いただいた皆さまに専用ダイヤルサービスを提供します。通話料無料でご利用いただけます。サービス利用の専用電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の案内チラシをご覧ください。なお、お子さま(補償対象の方)はもとよりご家族の方もご利用いただけます。

サービス名	サービス内容	受付時間
キッズ健康相談	お子さまの健康に関し、専門スタッフが相談をお受けいたします。お子さまのケガや病気の相談、発育相談、育児の相談、医療機関の情報提供など。(夜間救急を含みます。)	24時間365日 〔専門医・栄養相談は予約になる場合もございます。〕
キッズ専門医相談	小児科、外科などの専門医(精神科、心療内科を除く)による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや、近くに専門病院がない場合に有効です。	
キッズ栄養相談	栄養士がお子さまの食育の相談、離乳食の相談などについて、適切なアドバイスをいたします。	
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	毎週 水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週 火・水・木曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。早くにご予約で一杯になり、お断りすることもありますので早めのお電話をお願いします。

※ご相談の内容やご利用の状況によっては、相談をお受けできない場合や制限させていただく場合がございます。

- 保険の契約内容や手続き等についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- 当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 専用ダイヤルにお電話の際は、『「キッズプラン」を契約しているものです。』とお伝えください。

補償の概要 標準傷害保険・キッズプラン

保険金の種類

傷害死亡保険金

保険金をお支払いする場合

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

後遺障害保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合

▶(脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約付帯)

入院保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガをされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に入院された場合

傷害手術保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガをされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術(※4)を受けた場合

傷害通院保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガをされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に通院された場合
なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのもは含みません。

お支払いする保険金(※1)

傷害死亡保険金額の全額

(注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)について、お支払いする後遺障害保険金を**後遺障害等級表の第1級～第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%**をお支払いします。なお、**背骨(脊柱)以外に後遺障害が生じた場合は、後遺障害等級表の等級(第1級～第14級まで)に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%**をお支払いします。

傷害入院保険金日額×入院日数

(注1) 事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

(注2) 傷害入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。

以下の金額をお支払いします。

①入院中^(注)に受けた手術の場合…**傷害入院保険金日額 × 10**

②上記①以外の手術の場合………**傷害入院保険金日額 × 5**

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1,000日以内の手術1回に限りです。

(注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

傷害通院保険金日額 × 通院日数 <90日限度>

(注1) 傷害入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

(注2) 傷害通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害通院保険金は重複してはお支払いできません。

(注3) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※7)を固定するために被保険者(※2)以外の医師の指示によりギプス等(※8)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※5)
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー・搭乗などの危険な運動中のケガ
- 自動車・オートバイ・モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの
- プロボクサー等の危険な職業に従事している間に被ったケガ

など

※傷害保険金のケガには、

- ・偶然な外来による日射または熱射による障害も含みます。[熱中症補償特約]
- ・有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。なお、学校管理下外において身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果生ずる細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。(学校管理下中に吸入等したことによる細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は補償対象です。)[食中毒補償特約]

被害事故補償保険金

被保険者(※2)が人の生命または身体を害する意図を持って行われた行為やひき逃げにより死傷された場合

所定の方法により算定した、被保険者(※2)またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害額(治療費・逸失利益・精神的損害など)

(注1) 1回の事故につき、被害事故補償保険金額が限度となります。

(注2) 賠償義務者から取得した損害賠償金、各種法令等に基づく給付金または他の保険契約等から支払われた保険金または共済金がある場合には、その合計額を損害額から差し引きます。

(注3) 上記(注2)のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金、その他の給付ですでに取得したものがあ場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差し引きます。

個人賠償責任保険金(オプション補償)

次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

○被保険者(※2)(ご本人)が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

○被保険者(※2)の日常生活に起因する偶然な事故

損害賠償金、訴訟費用や弁護士報酬、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。

(注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。

(注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。

(注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
○この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(注4) 訴訟費用等は損害賠償金が個人賠償責任保険金額を上回る場合には個人賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

- 被保険者(※2)の故意または重大な過失
- 闘争行為や自殺・犯罪行為によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(※16)
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによる事故(※5)
- 被保険者(※2)の親族による加害行為
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの
- 被保険者(※2)に対する刑の執行

など

- 保険契約者、被保険者(※2)の故意による損害賠償責任
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任(※16)
- 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※5)
- 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者(※2)がゴルフの競技または指導をしていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。)
- 被保険者(※2)と同居する親族に対する損害賠償責任
- 他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者(※2)(ご本人)が居住する住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

保険金をお支払いする場合

被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚のお子さま(※9)が当事者となる、保険期間中に原因事実(※10)が発生した次の①～③のいずれかに該当する紛争(※11)について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金請求権者(※12)に保険金をお支払いします。

- ①被害事故^(※1)に関する紛争
②人格権侵害に関する紛争^(※2)
③借地または借家に関する紛争^(※1) 財物の盗難または詐欺等にあつたことによる被害事故の場合、警察への届出を行ったものに限りします。
(※2)警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できる紛争に限りします。

被保険者(※2)が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者(※2)または被保険者の親族が費用(捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等)を負担した場合
(1)搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
(2)急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
(3)被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます。)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(※15)を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたんに死亡された場合を含みます。)または継続して14日以上入院された場合

- (※1)傷害保険金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)については、すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、左記記載にかかわらず、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。
(※2)被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。
続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人 ^{*1}	配偶者	その他のご親族 ^{*2}
下記以外	○	—	—
個人賠償責任保険金 ^{*3}	○	○	○

- *1 保険証券記載の被保険者の方をいいます。
*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および同居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。
(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。
○「同居」となる場合の例 ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合
・病院に一時的に入院されている場合 など
○「同居」とならない場合の例 ・単身赴任、海外赴任している場合
・介護施設に永続的に入所されている場合 など
*3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りします。

- (※3)急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外からの作用によるもの
＜上記3項目に該当しない例＞
日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

お支払いする保険金(※1)

1つの弁護士相談につき、弁護士相談費用の額を、弁護士相談費用保険金として弁護士相談費用保険金額を限度にお支払いします。また、1つの弁護士への委任につき、所定の算出方法により算出した弁護士委任費用(着手金、報酬金、手数料、調停等の手続きに要する費用および諸経費(※13)の他、裁判所またはあつせん・仲裁機関に対して要した費用)の額から、自己負担(費用の合計の10%に相当する額)を差し引いた額(※14)を、弁護士委任費用保険金として弁護士委任費用保険金額を限度にお支払いします。

- (注1) 保険期間を通じ、弁護士相談費用保険金額および弁護士委任費用保険金額をもって限度とします。
(注2) 弁護士に相談または委任をされる場合は、事前に共栄火災に書面にて通知し、承認を得る必要があります。なお、お支払いする弁護士相談費用または弁護士委任費用は、事前に共栄火災が同意した額が限度となります。
(注3) 同一の紛争に起因して行われた一連の弁護士相談または弁護士への委任は、弁護士相談もしくは弁護士への委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士相談または弁護士への委任とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士相談または弁護士への委任が行われた時に、一連の弁護士相談または弁護士への委任が行われたこととします。
(注4) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
○この保険契約の支払責任額
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(※) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担割合および免責金額を適用した額とします。

負担された費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。

- (注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救済者費用等保険金額が限度となります。
(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が負担された費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
○この保険契約の支払責任額
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{負担された費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚の子(※9)の故意、重大な過失または契約違反による紛争
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる紛争(ただし、自殺行為については、保険金の支払対象となる紛争の原因事実によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による紛争(※16)
- 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色、ひび割れ、虫食い等による紛争(ただし、これにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合は保険金の支払対象となります。)
- 職務遂行に関する紛争
- 職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に関する紛争
- 被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚の子(※9)とその親族間で発生した紛争
- 以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」
 - ・医師などによる診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防・あんま、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復その他これらに類似のもの
 - ・法令により医師などに限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - ・身体美容または整形
- 以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」
 - ・環境汚染・騒音、振動、悪臭、日照不足など・電磁波障害
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した「被害事故に関する紛争」
- 債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争(ただし、詐欺による「被害事故に関する紛争」に該当する場合は補償の対象となります。)
- 保険契約または共済契約に関する紛争

など

- 保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失により発生した費用
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことにより発生した費用
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故により発生した費用
- 脳疾患、疾病、心喪失により発生した費用
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発生した費用(※16)
- 戦争、内乱、暴動などにより発生した費用(※5)
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故により発生した費用
- むちうち症、腰痛等を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの

など

- (※4) 対象となる手術は以下のとおりです。
■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
■先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
(※5) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任や費用は補償の対象となります。
(※6) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
(※7) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
(※8) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。
(※9) 「被保険者を親権者とする未婚のお子さま」とは、被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚のお子さまをいいます。ただし、被保険者との続柄は、原因事実発生時におけるものをいいます。
(※10) 「人格権侵害に関する紛争」については、原因事実が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までに発生した場合、保険金をお支払いできません。
(※11) 日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものに限りします。
(※12) 「保険金請求権者」とは、紛争の当事者である被保険者をいいます。なお、「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」における原因事実によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士相談または弁護士への委任を行う者を含みます。
(※13) 「諸経費」とは、弁護士が依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代等の発送費用、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。
(※14) お支払いする弁護士委任費用保険金の額 = $\frac{\text{弁護士委任費用の額}}{\text{費用の額}} \times \left(100\% - \frac{\text{自己負担割合} 10\%}{100} \right)$ となります。
(※15) この補償の「ケガ」には、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒は含みません。
(※16) 天災補償はケガに関する保険金のみです。

ご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書(標準傷害保険)

- この書面では、標準傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットや普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) ご契約形態等

① ご契約形態

しんきんの傷害保険「標準傷害保険」のご契約形態は、信用金庫の会員^{*1}の方にご契約いただける「集団扱契約」と、すべての方にご契約いただける「一般契約」とがあります。^{*2} 集団扱契約と一般契約とでは、保険料や払込猶予期間の取扱い等が異なります。お客さまのご契約形態については、保険契約申込書に記入されたものとなりますので必ずご確認ください。なお、ご契約形態が集団扱契約の場合は、「個人会員」、「法人会員」、「法人会員の代表者」の別も保険契約申込書に記入していただきますので、併せてご確認ください。

※1 信用金庫の「会員」とは、信用金庫に出資金をお支払いいただいた方(個人会員・法人会員)をいいます。なお、集団扱契約としてご契約いただける方は、個人会員、法人会員(法人)、法人会員の代表者です。

※2 信用金庫(代理店)によっては、「集団扱契約」または「一般契約」のいずれか一方のみの取扱いとしている場合があります。

② 被保険者の年齢とご契約引受

新たにお申込みいただく際、保険始期日時点での被保険者の年齢が満19歳以上の場合、お申込みの保険を引き受けることはできません。

③ 自動継続制度と補償終了

お引き受けしたご契約の保険期間満了時は、自動継続制度により自動継続されますが、保険期間満了時点での被保険者の年齢が満22歳以上となっている場合、自動継続は停止され、補償は終了となります。

(2) 商品の仕組み

契約概要

この保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

- 様々な急激かつ偶然な外来の事故^{*}により、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)がケガをされたとき
- 被保険者が遭難された場合等で、被保険者または被保険者の親族が捜索・救助費用を負担したとき
- 被保険者が犯罪事故やひき逃げにより死傷されたとき
- 被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した下記のいずれかに該当する紛争について、保険期間中に弁護士に相談または委任をする場合に、その費用を負担されたとき(オプション)

①被害事故、②人格権侵害、③借地・借家

- 被保険者の日常生活における偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担されたとき(オプション)

※「急激かつ偶然な外来の事故」については5、6ページ『補償の概要』の(※3)をご参照ください。

(3) 被保険者の範囲

契約概要

5、6ページ『補償の概要』の(※2)をご参照ください。

(4) 基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

① 保険金をお支払いする場合

5、6ページ『補償の概要』の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

5、6ページ『補償の概要』の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

③ 主な特約の概要

特約には、次の2種類があります。

ア.ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約【自動セット特約】

イ.ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約【任意セット特約】

特約・補償の種類	概要
保険契約の継続に関する特約【自動セット特約】	●保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。 ●共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。 ●継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なる場合があります。 ●継続契約の保険期間の初日(始期日)現在の年齢が満22歳以上となる場合にはご契約は継続されません。 ●補償内容等の変更有無にかかわらず、自動継続する前に次のご契約についてご案内します。

(注) 自動継続停止のお申出について

保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことでお手続きが可能です。(通話料無料)

(5) 補償重複について 注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらかの保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 一契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償	普通傷害保険 賠償責任補償特約
被害事故補償	家族傷害保険 被害事故補償特約
弁護士相談・委任費用補償	普通傷害保険 弁護士費用等補償特約

(6) 保険金額の設定等 契約概要

- ① 保険金額は、保険料表の『ご契約コース』でご案内しています。
- ② 保険金額の設定（『ご契約コース』の選択）にあたっては、次のa～c.にご注意ください。
 - a. お客さまが実際に契約する保険金額は、保険契約申込書の保険金額欄でご確認ください。
 - b. 保険金額（『ご契約コース』）は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定（選択）してください。なお、下記ア.またはイ.のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなりますのでご注意ください。
 - ア. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - イ. 被保険者の同意がない場合
 - c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① 保険期間（保険のご契約期間）は1年間です。

- ② 保険責任は、新規のご契約については、保険期間の初日の午前0時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。
- ③ 継続契約の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法

- ① 保険料の決定の仕組み 契約概要
保険料は選択されるご契約コース、オプションの有無などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。
- ② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報
保険料の払込方法は、全額を一時に払い込む一時払（口座振替）となります。
- ③ 保険料の払込猶予期間の取扱い 注意喚起情報
○ 払込猶予期間までに保険料の払込がない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
(注) 保険料をお支払いいただく前に事故が発生し保険金をご請求される場合は、保険金をお支払いする前に保険料をお支払いいただくことがあります。
○ 保険料は、保険始期日の属する月の翌月26日*（以下、「第1回引落日」といいます。）にご指定の口座から引き落とします。第1回引落日に口座振替ができなかった場合は、次のような取扱いとなります。

	払込猶予
一般契約	第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 (注) 一般契約の口座振替による払込の猶予は第1回引落日の属する月の翌月26日*までとなります。
集团扱契約	● 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 ● 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、引き落としができなかった場合、後日、共栄火災より解除予告兼コンビニ払込票をお送りします。そこに記載された期日までに所定のコンビニエンスストアでお支払いください。 (注) 集团扱契約の保険料の払込猶予期限は第1回引落日の属する月の翌々月末日です。

※金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご契約時におけるご確認事項

(1) 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な情報として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■ 告知事項

- 被保険者（保険契約申込書の被保険者（本人）欄記載の方）の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体へのケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2) クーリングオフ制度 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除（「クーリングオフ」といいます。）を行うことができますが、この保険の保険期間は1年のため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

- ①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 - ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。
- (注) 企業等がご契約者および傷害死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の契約についてご説明ください。

- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後における注意事項

(1) ご注意いただく事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

(2) 解約返れい金の有無 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災までお申出ください。

■ ご注意いただく事項

- ・ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。

(3) 被保険者からのご契約の解約 **注意喚起情報**

被保険者がご契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解約を求めることができます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領などの契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。上記のほか、ご契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率が変更される場合など、補償割合が変更される場合があります。

(3) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

(4) 重大事由による保険契約の解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤前記①～④のほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

(5) 継続契約について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

(補償内容変更の例)

- ・ 特定の補償項目の保険金額を減額または増額する。
- ・ お支払いする保険金の対象を少なくする特約をセットする。
- ・ 特定の補償項目を補償対象外とする特約をセットする。
- ・ 補償内容を拡大する(新たに特約をセットする等)。

(6) 事故が起こった場合

- ① 事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- ② 損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ③ 賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容
 - 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。

○ 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。

- ④ 事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。

- ⑤ 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(7) その他

万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、保険会社にご照会ください。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル
通話料有料 **0570-022-808** [受付時間] 平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

お申込みいただいた後は…

▶ ご家族の方にも保険のご契約内容についてお知らせください。《代理請求制度について》

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にもこの保険をご契約していること、およびご契約内容の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

その他お問い合わせについて

ご契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。



通話料無料

0120-284-506

受付時間:平日9:00~18:00

もしも事故が起きたら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。



24時間365日受付

事故受付コールセンター

通話料無料

0120-494-599

保険に関するご相談・苦情は

商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター

通話料無料

0120-719-112

受付時間:平日9:00~18:00

その他ご注意 標準傷害保険

- このパンフレットは標準傷害保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- 標準傷害保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

〈取扱代理店〉